

3 補助金による資金調達

活用に係る補助金（国・県）

国宝・重要文化財等保存活用事業費補助金※

<https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/joseishien/hojo/hojokin.html>

【重要文化財（建造物・美術工芸品）修理、防災、公開活用事業】

補助率：50%（条件により加算あり）

重文建造物の公開活用に資する設備・付属施設・案内設備・情報機器の整備等

【登録有形文化財（建造物・美術工芸品）修理等事業】

補助率：50%（条件によりかさ上げあり）

登録建造物の公開活用に資する設備・付属施設・案内設備・情報機器の整備、公開活用の安全性確保に必要な防災設備等の整備及び耐震対策工事等

【文化的景観保護推進事業】 補助率：50%（条件によりかさ上げあり）

標識・説明板等の設置及び改修工事、重要文化的景観の理解に資するための映像等の制作等

【重要無形文化財等伝承事業】 補助率：予算の範囲内

将来の伝承者や理解者の養成を目的とする体験研修、講習会、ワークショップの開催、情報発信等

【重要無形文化財等公開事業】 補助率：予算の範囲内

国家指定芸能特別鑑賞会、日本伝統工芸展

【民俗文化財伝承・活用等事業】 補助率：1/2

重要無形民俗文化財の伝承者養成事業、重要無形民俗文化財等の現地公開事業、無形の民俗文化財の周知事業、伝承教室・講習会・発表会開催、記録作成等

【文化財保存技術保存事業】 補助率：予算の範囲内

伝承者養成、研修発表、記録作成及び刊行、普及・啓発等

【美術工芸品保存修理用具・原材料管理等業務支援事業】 補助率：50%

後継者の育成、記録の作成及び普及・啓発等

【地域活性化のための特色ある文化財（美術工芸品）調査・活用事業】

補助率：1/2（条件によりかさ上げあり）

調査、調査報告書等製作、情報発信等

【歴史生き活き！史跡等総合活用整備事業】 補助率：50%

史跡の全体像を認識できるような模型等の製作・復元的整備、実物遺構等を見るために必要な保存展示施設の設置、体験・活用等に必要な施設の設置等

【地域の特色ある埋蔵文化財活用事業】 補助率：50%

埋蔵文化財の公開を目的として展示設備の整備、公開活用のための広報・資料の作成及び配信、埋蔵文化財の理解のための公開・普及啓発

【重要文化財等防災施設整備事業】 補助率：50%（条件により加算あり）

重要文化財（美術工芸品）及び重要有形民俗文化財の保存活用施設の設置工事、一体的に整備される展示設備、開設用設備の設置工事等

文化資源活用事業費補助金（観光拠点整備事業）※

【観光拠点整備事業（高付加価値化された文化財への改修・整備促進事業）】

補助率：1/2～2/3

<https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/joseishien/kankojuitsu/>

高付加価値化改修事業、美観向上整備事業、活用環境強化事業、鑑賞環境基本整備事業、情報発信事業等の創意工夫に基づいた特色ある取組

※訪日外国人旅行者の来訪が多い市区町村、世界遺産・日本遺産等が所在する市区町村、国際的なイベント等の開催を予定している市区町村が対象

【熊本県文化財保存整備費補助金】

補助率：（県指定）1/2以内、国指定等）10%以内（市町村5%以内）

補助対象は国庫補助事業に準じます。

※ 要件に該当すれば県随伴補助を受けられる可能性があります。

活用に係る補助金（国）

文化芸術振興費補助金（地域文化財総合活用推進事業）

https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/joseishien/chiki_kasseika/index.html

【地域文化遺産】 補助率：予算の範囲内（上限85%）

地域の多様で豊かな文化遺産を活用した、伝統芸能・伝統行事の公開、人材育成、古典に親しむ活動など各地域の実情に応じた特色ある総合的な取組

【地域伝統行事・民俗芸能等】 補助率：予算の範囲内（上限85%）

伝統行事等の用具の修理、後継者養成、記録作成・情報整備など地域の伝統行事・民俗芸能等の基盤整備の取組

【文化財保存活用地域計画作成】 補助率：予算の範囲内

地域における文化財の総合的かつ計画的な保存と活用を図るための「文化財保存活用地域計画」作成等の取組

【世界文化遺産】 補助率：予算の範囲内

当該地域に所在する世界文化遺産の構成資産を活用した、普及啓発・人材育成・調査研究等の取組

【ユネスコ無形文化遺産】 補助率：予算の範囲内

ユネスコ無形文化遺産の構成要素である文化遺産を活用した、普及啓発・人材育成・調査研究等の取組

【地域のシンボル整備等】 補助率：50%

文化財保存活用地域計画に基づき、地域の核（シンボル）となっている国登録文化財を戦略的に活用する地方公共団体の取組

文化芸術振興費補助金（地域文化財総合活用推進事業（日本遺産等））

【博物館等における日本遺産ゲートウェイ機能強化事業】 補助率：予算の範囲内（1/2限度）

https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/nihon_isan/

ゲートウェイ施設における、日本遺産ストーリーの理解を促すための展示改善等を行い、日本遺産地域のゲートウェイとしての機能を強化する事業、ゲートウェイ施設を核とした日本遺産地域の周遊を促す取組

文化資源活用事業費補助金

【日本遺産等の整備・高度化による文化観光充実事業】 補助率：1/2～2/3

https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/joseishien/bunkaisan_kyoten/index.html

日本遺産（候補地域含む）の構成文化財、世界文化遺産の構成資産、ユネスコ無形文化遺産の構成要素の展示公開施設等に係る取組

【博物館等所有文化財の公開促進支援事業（地域ゆかりの文化遺産を活用した展覧会支援事業）】 補助率：予算の範囲内（1/2～2/3）

<https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/joseishien/kokaisokushin/index.html>

国等有する地域ゆかりの文化遺産の借用等により活用するとともに、多言語解説を含む分かりやすい展示解説等により、当該地域の歴史・文化等を魅力的に展示・発信する取組

【文化財多言語解説整備事業】 補助率：1/3限度

https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/joseishien/tagengokaiseki_seibijigyo/index.html

国が指定・登録・選定した文化財及び日本遺産の構成文化財を対象として、デジタル技術等（QRコード、アプリ、AR・VR技術等）を利用した多言語解説に係るコンテンツ制作

【全国各地の魅力的な文化財活用推進事業】 補助率：400万円まで定額、400万円を超える部分については50～65%（最低事業費600万円）

https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/joseishien/zenkoku_katsuyo/index.html

国指定等文化財（世界文化遺産・日本遺産を含む）を高付加価値化し、活用から保存への再投資を図ることによって持続可能な保存・活用の好循環を創出するための取組

※文化庁の予算状況に応じてメニューが新設・廃止されるため、最新の募集情報はホームページ等で確認してください。

民間団体助成金

【(公財)朝日新聞文化財団「文化財保護活動への助成」】(直接申請)

応募期間：毎年5～7月

国又は都道府県、市町村の指定文化財並びに歴史遺産、及びそれに準じる芸術・学術的に価値のある文化財並びに歴史遺産が対象です。修復等の事業が完了した後は、広く一般に公開することを原則とします。

詳細は→ <https://www.asahizaidan.or.jp/grant/grant02.html>

【伝統芸能アーカイブ&リサーチオフィス(略称TARO)

「伝統芸能文化復元・活性化共同プログラム」】(直接申請)

応募期間：毎年4～6月頃

伝統芸能文化に用いられる楽器・用具用品やそれに係る伝統工芸技術の復元、古典芸能・民俗芸能の活性化のための取組等、伝統芸能文化の保存・継承・普及を目的とした活動を支援。

詳細は→ <https://traditional-arts.org/>

【(公財)文化財保護・芸術研究助成財団「文化財保存修復助成」】(県文化課所管)

応募期間：毎年1～2月頃

都道府県指定又は市町村指定文化財で、都道府県又は市町村の補助対象事業として修理等を予定している美術工芸品、建造物文化財又は有形民俗文化財(記念物及び無形文化財は除く)のうち、所有者の負担が大きいものに対する助成。

詳細は→ <https://www.bunkazai.or.jp/06koubo/index.html>

【(公財)住友財団「文化財維持・修復事業助成」】(直接申請)

応募期間：毎年10～11月頃

日本国内に所在する芸術的、学術的に価値のある、後世に継承すべき美術工芸品(絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書、歴史資料、考古資料)の維持・修復事業。

詳細は→ https://www.sumitomo.or.jp/html/culja/cultuja_.htm

【(一財)沖永文化振興財団「地域文化活動事業助成」】(県文化課所管)

応募期間：毎年11～3月頃

日本に所在する芸術文化団体等が実施する伝統民俗芸能の保存伝習事業。日本に所在する芸術文化団体が自ら主催し、あるいは他の組織・団体と共催し、又は他の団体を招聘して実施する伝統民俗芸能公演・公開事業。

詳細は→ <http://o-bunka.t-zaidan.jp/>

【(公財)三菱財団「文化財保存修復事業助成」】(直接申請)

応募期間：毎年12～1月頃

日本の無形の伝統文化の保存・振興をはかるため、伝統工芸技術、伝統芸能、民俗芸能・行事の各分野で保存・伝承・振興活動および調査・研究活動において、有効な成果が期待できる事業に対し、補助的な援助。

詳細は→ <https://www.mitsubishi-zaidan.jp/support/cultural-property.html>

【(独法)芸術文化振興会「芸術文化振興基金」】(県観光文化政策課所管)

応募期間：毎年10～11月頃

「地域の文化振興等の活動」の支援区分においては、多様な芸術文化の創造普及を推進するとともに、芸術文化活動の充実、活性化を図ることを目指し、運営基盤が必ずしも十分ではない文化芸術団体の活動や採算性の望めない活動等にも配慮し支援する。

詳細は→ <https://www.ntj.jac.go.jp/kikin/about/purpose/>

【(公財)ポーラ伝統文化振興財団】(県観光文化政策課所管)

応募期間：毎年2～3月頃

日本の無形の伝統文化の保存・振興をはかるため、伝統工芸技術、伝統芸能、民俗芸能・行事の各分野で保存・伝承・振興活動および調査・研究活動において、有効な成果が期待できる事業に対し、補助的な援助。

詳細は→ <https://www.polaculture.or.jp/promotion/jyoseiapply.html>

